

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

学習院女子大学学業優秀者給付奨学金細則

(目的)

第1条 この細則は、学習院奨学基金規程第6条に基づき、女子大学学部学生の奨学金給付に関する事項を定める。

(奨学生の定数)

第2条 奨学生の定数は、次のとおりとする。

- 一 日本文学学科2年次、3年次及び4年次学生 各2名 計6名
- 二 国際コミュニケーション学科2年次、3年次及び4年次学生 各2名 計6名
- 三 英語コミュニケーション学科2年次、3年次及び4年次学生 各1名 計3名

(奨学生の選考)

第3条 学長は、学生部長からの推薦に基づき、教授会の議を経て奨学生を決定する。

2 学生部長は、学業成績・人物ともに優秀な学生を、各学科毎に選考し、学生委員会の議を経た後、毎年6月末日までに学長に推薦する。

(奨学金の給付)

第4条 奨学金の年額は、1名につき15万円とする。

2 給付期間は1年とする。

3 奨学金の支給方法は、別に定める。

(奨学生の資格取消)

第5条 奨学生が、奨学金の給付期間中に女子大学学則により懲戒若しくは除籍の処分を受けた場合又は退学若しくは死亡した場合には、資格を取消し、奨学金の全額又は一部を返還させることがある。

(他の奨学金との関係)

第6条 この細則に基づく奨学生は、学内外の他の奨学生を兼ねることもできる。

(担当部課)

第7条 この細則による事務は、学生部が担当する。

(規程の改正)

第8条 この細則の改正は、学生委員会の議を経て、教授会が行う。

附 則

1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成11年4月1日施行の「学習院奨学基金による女子大学奨学金給付細則」は、この細則の施行日をもって廃止する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

学習院女子大学学費支援給付奨学金細則

(趣旨)

第1条 この細則は、学習院奨学基金規程第6条に基づき、学費支弁が困難な女子大学学部学生につ

いて、学業の継続を可能にする奨学金について必要な事項を定める。

(申請資格)

第2条 有資格者は、女子大学学部学生（留学生を除く）で原則として最短修業年限で卒業できる見込みの者のうち、次の各号の基準を満たす者とする。

一 家計基準

前年度の家計が別に定める収入基準額以下とする。

二 成績基準

1 年次学生は問わない。2 年次以上の学生は、次の二つを満たす者とする。

ア 前年度までの修得単位数が、1 年度あたり平均30単位以上

イ 成績評価が、次の計算式で2.0以上

平成25年度以降入学者

$$\{(S \text{の単位数} + A \text{の単位数}) \times 3\} + (B \text{の単位数} \times 2) + (C \text{の単位数} \times 1) \div (\text{修得総単位数})$$

平成24年度以前入学者及び平成26年度以前第3年次編入学者

$$(\text{優の単位数} \times 3) + (\text{良の単位数} \times 2) + (\text{可の単位数} \times 1) \div (\text{修得総単位数})$$

2 家計支持者に過去1年以内に原則次の理由により家計急変が生じ、その後1年間の家計が収入基準額を下回ることが申請時に確実であると学生委員会が認めた場合は、前項の家計基準、成績基準を満たさなくとも申請できるものとする。

ア 会社の倒産等により解雇され、又は早期退職した

イ 死亡又は離別した

ウ 破産した

エ 病気、事故、災害、経営不振等により著しく支出が増大又は収入が減少した

(奨学生の決定)

第3条 奨学生は、別に定める期間に希望者を公募し、有資格者の中から学生委員会において選考の上決定する。

第4条 奨学生の選考は、次のとおりとする。

一 有資格者の中から家族の収入を元に算出した経済的困窮度等により総合的に選考する。

二 必要により面接を行い、人物評価を加味する。

(奨学生の定数)

第5条 奨学生の定数は、10名程度とする。

(奨学金の給付金額)

第6条 給付金額は、在籍学部学科の第2期分授業料相当額とする。

(奨学生の発表及び奨学金給付方法)

第7条 奨学生の発表は、7月初旬に掲示を以って行い、奨学生決定通知書を交付する。また、奨学金の給付は、別に定める期間に、第2期分「学費振込依頼書」を学生課に提出し、その領収書を以って給付及び第2期分の授業料納付とする。ただし、第2期分納付金が既に納入済の場合は、本人名義の口座届の提出により、その口座に振り込むことにより給付とする。

(奨学生の資格取消)

第8条 奨学金の給付期間中に奨学生が、次の各号の一に該当する場合は、資格を取り消し、奨学金の全額又は一部を返還させることがある。

一 女子大学学則により懲戒又は除籍の処分を受けた場合

二 退学又は休学の場合

(他の奨学金との関係)

第9条 この細則に基づく奨学生が、学内外の他の奨学金を兼ねることを妨げない。ただし、学習院女子大学奨学金（貸与）の第2期分の貸与は認めない。

(担当部課)

第10条 この細則に係る事務は、学生部が担当する。

(改正)

第11条 この細則の改正は、学生委員会の議を経て、教授会が行う。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

学習院奨学規程

(趣旨)

第1条 本院は、学習院大学（大学院及び法科大学院を含む。）及び学習院女子大学（大学院を含む。）（以下「各大学」という。）の正規の課程に在学する学生（留学生を除く。）中、勉学に意欲があり、原則として最短修業年限での卒業又は修了が見込まれ、かつ、学資の支弁が困難と認められる者に対して、学費の納付のため、この規程の定めるところによって奨学金を貸与する。

(名称)

第2条 この奨学金は、次の各号に掲げる学校区分にしたがって、当該各号に定める名称を用いる。

- 一 大学 学習院大学奨学金
- 二 女子大学 学習院女子大学奨学金

(貸与年度、貸与額及び貸与総額)

第3条 この奨学金は、申請に基づき、原則として各学校の修業年限内に在学する者に対して、使途を学費納入に限り2年次以上の学期単位に貸与する。

2 この奨学金の貸与額は、申請年度の学費納付金相当額（在籍料、授業料、施設設備費、研究実験費、その他諸費）とし、次の各号のいずれかの希望額とする。

- 一 第1期分のみ
- 二 第2期分のみ
- 三 納付金全額

3 前項の規程に関わらず、法科大学院学生に対する貸与額は、申請年度の学費納付金相当額の2分の1相当額とする。

4 この奨学金の貸与は、各大学在学中、通算して2学期分以内とする。なお、上記にかかわらず、通算して2学期分を上限として、追加貸与することがある。

(申請)

第4条 この奨学金の貸与を希望する者（以下「奨学金希望者」という。）は、各大学の定める手続に基づき、各大学の学生部に、保証人連署の上、所定の願書を提出しなければならない。

2 奨学金希望者は、当該年度の所定の期日までに前項の手続を行わなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、各大学の学生部は、この奨学金を緊急に貸与する必要があると認められるときは、随時願書を受け付ける。